

岩手県知的財産活用推進プラン (令和5年度～令和8年度)

令和5年12月
岩手県

目次

はじめに	2
1 計画の基本的な考え方	
(1) 計画の位置付け	3
(2) 計画期間	3
(3) 推進体制	3
(4) 計画の構成	3
2 本県の知的財産を取り巻く現状と課題	
(1) 国の動向	4
(2) 本県におけるこれまでの取組成果	6
(3) 本県における知的財産の現状と課題	11
3 基本計画	14
4 推進する施策	
(1) 知財マインドの向上のための普及啓発及び人材育成	15
(2) 産学官金の関係機関と連携した知的財産の創出支援	16
(3) 知的財産の保護・強化・活用、地域ブランドの推進	17
5 計画推進体制	
(1) 関係機関の取組	18
(2) 指標・施策評価	21

はじめに

岩手県では、知的財産の創造、保護、活用という、いわゆる知的創造サイクル¹の推進による新たな価値の創造を目指して、平成 31 年に「岩手県知的財産活用促進プラン」を策定し、基本目標である「産学官金の関係機関が一体となって、各種活動において知的創造サイクルにより新たな価値創造を図り、『お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて』を実現する」ために、各種知的財産に係る施策に取り組んできました。

この間、本県の人口は令和 3 年度に 120 万人を下回るなど人口減少の進行に伴う産業構造の変化や、世界的な SDGs²（持続可能な開発目標）の達成に受けた取組の浸透、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化など、本県産業界を含めた社会全体が大きく変化してきています。

こうした中であって、県内の企業、大学などの高等教育機関、試験研究機関等が国内のみならず世界的に展開し、ビジネスや研究開発のパートナーとして社会から選ばれるためには、地域から生み出されるイノベーション³を通じて、他者と差別化する独自の付加価値を付与・向上させることが不可欠であり、その一つ的手段として、固有の技術である特許や実用新案、デザインである意匠、社会的な信用や出所を表す商標や地域ブランド等の知的財産は重要な役割を担っています。

特に中小企業においては、「知的財産をより広く『企業固有の経営資源』として捉え、これらを幅広く活用することにより、海外も含めた中小企業の販路開拓や売上向上、国内外での競争力の強化等が期待される」（第 3 次地域知財活性化行動計画）ところであり、知的財産を戦略的に活用することが求められています。

このような社会情勢の変化に対応し、県や関係機関が連携して知的財産を通じたイノベーションの創出による地域振興を達成するため、本県の知的財産に関する施策の展開の方向性を示すものとして、新たに岩手県知的財産活用推進プランを策定します。

1 知的創造サイクル：知的財産を創出し、これを保護、活用することで新たな知的財産を生み出す循環のこと。

2 SDGs：2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。（外務省ホームページ）

3 イノベーション：モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

本プランは、県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる基本目標及び県の科学技術振興の方向性を定める「岩手県科学技術イノベーション指針」に掲げる科学技術の基本目標の達成のために、イノベーション環境強化戦略の一つである知的財産に関する施策展開の方向性を示すものとして策定します。

<いわて県民計画（2019～2028）に掲げる基本目標>

東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて

<岩手県科学技術イノベーション指針に掲げる科学技術の基本目標>

「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現に向け、岩手の人、岩手の大地がイノベーションの源泉となり、社会の新たな価値を生み出し、それを社会に還元していきます。

(2) 計画期間

「いわて県民計画（2019～2028）」における取組の状況を踏まえつつ本プランの進捗管理を行うとともに、情勢の変化等に応じて定期的かつ柔軟に内容の見直しを行うため、同計画の第2期アクションプランの計画期間である令和5年度～令和8年度を本プランの計画期間とします。

(3) 推進体制

県は、（一社）岩手県発明協会や（地独）岩手県工業技術センター等の産学官金の各関係機関と連携して本プランを推進します。

(4) 計画の構成

本プランは、今後の知的財産に係る施策の展開の方向性を定めるものであり、プランに基づく取組を効果的なものとするためには、本県における知的財産を巡る状況・課題等を的確に把握し、これらの課題に応じた施策を講じることが必要です。

このことから、まずは、客観的なデータ等を根拠として、本県の知的財産を取り巻く現状・課題を明らかにしつつ、国が定める知的財産に係る各計画や県の上位計画の趣旨を踏まえて、知的財産の推進による目指す姿を設定します。

次に、目指す姿の実現に向けて、本県が抱える課題に応じて具体的に推進する施策を提示します。

最後に、本プランの確実な推進に向けて、各関係機関に求められる取組や推進状況を評価するための指標を定めます。

2 本県の知的財産を取り巻く現状と課題

(1) 国の動向

国では、平成 15 年に「知的財産基本法」を施行、同法に基づき知財戦略本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、毎年知的財産推進計画に基づく政府一体の知財戦略を推進しています。

令和 5 年 6 月には「知的財産推進計画 2023」を策定し、多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会へと変革していくことが重要との考えを提示し、「スタートアップと大学の知財エコシステムの強化」「生成 AI 技術の活用促進と知的財産の創造インセンティブ維持の双方に配慮した必要な方策の検討」「コンテンツ産業戦略、改正著作権法の着実な施行」等、重点 10 施策に取り組むことなどが示されました。

また、特許庁は令和 5 年 5 月に「第 3 次地域知財活性化行動計画」（計画期間：令和 5 年度から令和 7 年度）を策定し、国が自治体等の関係主体と連携して実施する知財分野における地域・中小企業支援に係る方針を定めています。

第3次地域知財活性化行動計画〈基本方針〉（2023-2025年度）

基本方針 1：ターゲットを意識した支援の実践強化と地域における価値創造の促進

- 自治体等が支援している地域の中核となる企業や変革期にある中小企業をターゲットに、ハンズオン支援等により、**それぞれの状況に応じた知財経営の実践を支援**することで、中小企業の経営資源の掘り起こしや活用を通じた、**地域における価値創造に寄与**する。
- 中小企業に対し、知財経営の実践への支援から得られた知財の活用方法等を、モデル的な事例として周知することにより、**企業の知財活用の底上げ**とともに、**支援の在り方もアップデート**を図っていく。

基本方針 2：中央と地域における中小企業に対する知財支援のシナジーの創出

- **局・自治体・地域の関係機関の連携及びネットワークの強化**を図り、知財を中心とした企業支援の広がりや深化を加速させていく。
- 関係機関の**支援施策の相互利用やシームレスな利用を推進**し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、**施策効果の向上**を図る。

基本方針 3：KPI（重要成果指標・アウトプット）の設定・共有と支援施策への活用

- 中央では、中央KPIを設定・推進するとともに、知財活用アクションプランによる**具体的な取組を推進**。
- 中央KPIとして設定するハンズオン支援では、支援実施に加え、**支援後の結果分析**まで実施し、分析結果を地域へフィードバックすることで、**取組の地域への浸透**を図る。
- 地域では、自治体の産業振興ビジョン等を踏まえた地域KPIを設定・推進。
- 各関係主体が**PDCAサイクル**を回しながら検証を行い、その情報を他の関係主体に共有することで、関係主体間で活動状況を相互に把握。

12

出典：特許庁総務部普及支援課作成「第 3 次地域知財活性化行動計画概要」より抜粋

＜第3次地域知財活性化行動計画における4つのポイント＞

I. 「地域掘り起こし型」の支援

産業財産権専門官が実施するハンズオン支援について、支援企業へ直接アプローチする「プッシュ型」から、局や自治体が支援している地域の中核となる企業をターゲットとする「地域掘り起こし型」に移行

II. 支援の在り方のアップデート

ハンズオン支援等の企業支援活動を通じて得られた知見を分析・整理し、環境変化に適応した知財活用支援の在り方を検討

III. 関係機関とのネットワークの強化

関係機関同士の「連携のネットワークの強化」を図り、知財を中心とした企業支援の広がりや深化を加速

IV. 支援策の有機的な連携

関係機関が実施する各種支援施策について、相互利用、シームレスな利用を推進し、施策効果を向上

あわせて、「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」及び「大学の知財活用アクションプラン」を令和5年5月に「知財活用アクションプラン」として一本化して改訂し、更なる知財経営支援の強化の方向性を定めています。

知財活用アクションプラン改定の3つのポイントと主な施策

1. 地域のニーズに即したきめ細かいワンストップ知財経営支援サービスの実現

■ 知財経営支援ネットワーク/地域知財経営支援ネットワークの構築

2. 大学シーズをはじめとする研究開発成果の社会実装までを実現する知財戦略の浸透

■ 大学支援事業、ディープテック・スタートアップ支援事業への知財支援の組み込み【産業技術環境局との連携】

■ ナショナルプロジェクトの知財マネジメント強化【産業技術環境局との連携】

3. 経営戦略と知財戦略の一体化

■ オープン&クローズ戦略支援の強化【産業技術環境局との連携】

■ 経営力再構築伴走支援、収益力改善支援への知財支援の組み込み【中小企業庁との連携】

出典：特許庁・INPIT 産業技術環境局 中小企業庁作成「知財活用アクションプラン改訂版」より抜粋

また、東北地域知財戦略本部（事務局：東北経済産業局知的財産室）は、令和3年3月に「東北地域知財戦略推進計画」（計画期間：令和3年度から令和6年度）を策定し、東北地域における知財活動の推進のための施策方針を定めています。

＜東北地域知財戦略推進計画の基本方針＞

I. 総合知財戦略の策定推進

II. 知的財産活用促進

III. 知的財産意識啓発・知的財産人材育成

知的財産の活用の推進のためには、特許庁やINPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）、東北経済産業局等の全国的な知的財産支援を行っている関係機関と連携しながら

取り組む必要があり、本プランについても各計画と整合性を図りつつ、それぞれを相互補完するプランとする必要があります。

(2) 本県におけるこれまでの取組成果

ア. 関係機関ごとの取組状況

① 県

平成 31 年 3 月に策定した岩手県科学技術イノベーション指針に基づき、イノベーション環境強化戦略の一つとして、知的財産の創造・保護・活用支援体制の強化に取り組んでいます。

具体的には、(一社)岩手県発明協会と連携した企業向け又は学生向けの知財セミナーの開催や、大学等の高等教育機関が有する事業化に向けて有望な研究シーズへの支援など、関係機関における知的財産の創出等を推進しています。

また、各関係機関における知財支援の取組みの状況を確認し、共有する場として、知的財産連携会議を開催しています。

この他、農林水産分野等においては、地域の付加価値向上のために生産者等の生産・販売戦略に応じた地域ブランドの創出支援に取り組んでいます。

② (一社) 岩手県発明協会

これまで、特許庁や INPIT の知財総合支援窓口運營業務⁴を受託し、地元企業等からの知的財産に係る相談対応や企業訪問等を行っています。この他、県、産業支援機関、弁理士会等と連携しながら知的財産に関するセミナー等の普及啓発活動を実施しています。

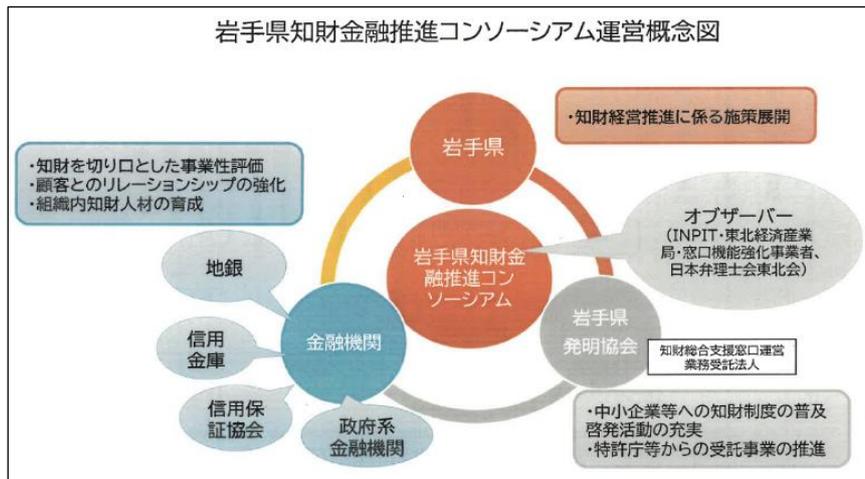
また、本県では、知財金融⁵を進めるために県内にある金融機関等を構成員とする「岩手県知財金融推進コンソーシアム」を(一社)岩手県発明協会が平成 30 年に設置しました。金融機関を中心とする知的財産のコンソーシアムは全国初の取組であり、金融機関との連携に努めています。

この他、岩手県発明くふう展の開催による優れた作品の表彰や県内 7 カ所に設置されている少年少女発明クラブ⁶の活動に対する支援など、幅広い世代を対象とした創造性の開発育成に取り組んでいるほか、本県の優れた発明を表彰する東北地方発明表彰制度などに係る推薦・選考に協力しています。

4 知財総合支援窓口：INPIT が、中小企業等が抱える様々な経営課題について、知的財産の側面から解決を図るための地域密着型の支援窓口として 47 都道府県に相談窓口を設置する事業。

5 知財金融：金融機関が中小企業の知的財産に着目して事業や経営の支援を行う活動

6 少年少女発明クラブ：次代を担う児童・生徒に対し、創作活動を通して発明くふうの楽しさと創作する喜びを体得させ、創造性豊かな人間形成を図ることを目的に設置されているもの。



出典：(一社) 岩手県発明協会作成資料

③ 産業支援機関

公益財団法人いわて産業振興センターでは、特許流通コーディネーターを配置し、企業において活用が進んでいない特許等について流通促進を行う体制を整備しています。また、中小企業等外国出願支援事業により、企業が特許等を外国に出願する際の費用の一部を補助しています。

商工会議所及び商工会では、会員の抱える経営課題に応じて知財総合支援窓口の利用を勧めるなど、知的財産を活用した課題解決に取り組んでいます。

④ 弁理士会

県と日本弁理士会で「知的財産の活用による産業振興施策への支援に関する協定」を締結し、知的財産の普及、知的財産の保護と活用の促進に関してセミナーや相談会を開催しています。

また、(一社) 岩手県発明協会と連携し、セミナー講師の派遣や盛岡商工会議所での知財相談の対応など県内企業の支援に取り組んでいます。

⑤ 金融機関

岩手県知財金融推進コンソーシアムに参加し、知財金融の取組みを推進するとともに、コンソーシアムの設置を契機として、各金融機関に知的財産に関する窓口担当者を置き、金融機関と知財総合支援窓口の支援担当者との連携に努めています。

⑥ 高等教育機関

高等教育機関では、知的財産に係る支援機能を学内にそれぞれ構築し、企業等との共同研究による知的財産の創出・活用を支援しており、また県内5大学（岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、盛岡大学、富士大学）で知的財産活用検討会を設置し、それぞれの大学が有する知的財産の活用方策等について意見交換を行う場を設置しています。

なお、岩手県立大学では、知財部門の強化に向けて、本県において特許権の出願数が最も多い岩手大学が有する知財管理に関する知識や経験をもとに知財マネジメント向上に関する共同研究を実施しています。

この他、岩手大学、岩手県立大学及び岩手医科大学では、INPIT の知的財産に係るアドバイザー派遣事業を活用するなど、大学が取り組んでいる研究開発の社会実装に向けて、戦略的な知的財産の創出・活用に取り組んでいます。

⑦ 公設試験研究機関等⁷

各機関では、地域の企業との共同研究を推進するなど、権利取得後の活用を見据えた知的財産の創出に取り組むとともに、研究開発によって生まれた新技術等を権利化し、技術移転を図るなど企業等での活用に取り組んでいます。

特に（地独）岩手県工業技術センターでは、「第4期中期計画（R3～R7）」に基づき「知的財産の創造・保護・活用」に取組み、研究開発によって生まれた新技術等を権利化した上で、積極的に公開するなど企業等での活用を図っています。また、職員の能力向上のため、職員向けの研修を実施するとともに、特許出願等に対するインセンティブとして、実施料収入を研究費として還元しています。

⑧ 企業

特許情報プラットフォームから抽出した過去 10 年間の県内企業等による知財出願実績（1,304 件）について岩手県イノベーション指針に掲げる分野に整理すると以下の傾向がみられます。

ものづくり分野

特許について全体出願数の 66%を占めており、また上位企業 10 社のうちの 8 社が本分野に属するなど、本県における知財創出の中核的な分野となっています。業種的には本県の強みである加工組立産業が中心で、開発型の大企業・中堅企業から、ベンチャー企業、大手メーカーの生産子会社など多岐にわたっていますが、他県にみられるような突出した企業がないことも特徴の一つです。

また、出願企業が固定化し新規出願企業が少ない傾向がみられます。

ライフサイエンス分野⁸

特許について全体出願数の 15%を占めています。現在県央地域で活動を活発させている TOLIC⁹などのヘルステック関連企業群や、県内の医薬品メーカーが中心となっています。

環境・エネルギー分野

環境負荷低減素材や電池関連技術に係る特許など、多様な特許が出願されています。しかし、特許を出願する企業が数社に限定されるために、特許出願数は全体の 3%に留まっています。

7 公設試験研究機関：自治体等が設置した公の試験研究機関のこと。岩手県では、環境保健研究センター、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、内水面水産技術センター、（地独）岩手県工業技術センター、（公財）岩手生物工学研究センターが該当する。

8 ライフサイエンス分野：医療機器関連産業や機能性食品の開発など健康に資する産業分野のこと。

9 TOLIC(Tohoku Life science Instruments Cluster)：先端的なライフサイエンス機器の創出を目指す企業主導のクラスター

農林水産業高度化分野

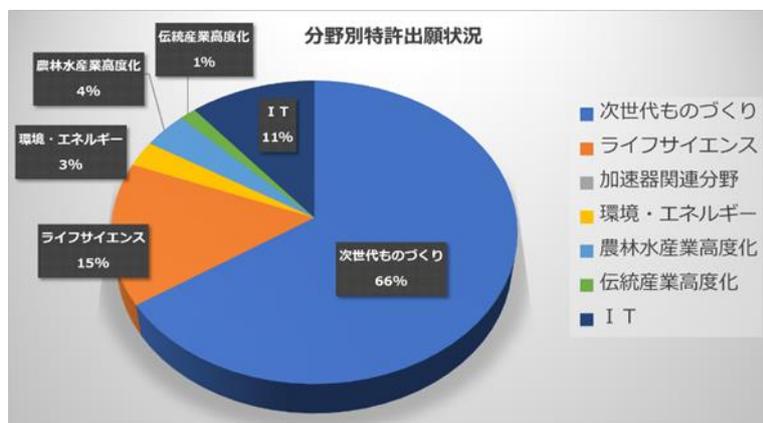
食品加工企業からの特許出願が多いですが、1社あたりの出願件数が特に少ないことが特徴としてあげられます。商標については、加工食品及び農林水産品について多く活用されている傾向がみられます。

伝統産業高度化分野

特許を出願する企業が数社に限定されるために、全体の出願数が少なくなっています。また、知的財産を取り入れている企業数は少ないですが、大学等との連携による特許出願が多く、商標も積極的に活用している傾向がみられます。

IT分野

特許について全体出願数の11%を占めていますが、産学連携を含めた企業による出願が少ないことが特徴としてあげられます。また自社開発アプリ等について積極的に商標を活用している企業も存在しています。



※ 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室調べ

< 県内企業における知的財産の活用事例 >

企業名：株式会社イーアールアイ（平成15年5月設立。従業員52名）

岩手県立大学等との共同研究により、スマートタグを活用した位置測位システム（作業者の位置・状態等のリアルタイム分析・見える化を可能とするシステム）を開発・製品化した後、知財戦略を確立した販売戦略を構築することを検討。

INPIT 知財総合支援窓口の重点支援事業を活用して以下について取り組み、販売を開始した令和3年に複数の案件が成約しました。

- ① 特許、商標等の知財ミックスによる新製品の多面的な保護対策を実践
- ② 販売に関する契約書ひな形を整理
- ③ 販売開始後、ビジネスモデルに基づき、顧客へ提供する価値を再整理して、それを伝える活動（HPの刷新、宣伝媒体の活用等）を実践



知財総合支援窓口知財ポータル「窓口支援事例」を基に作成

イ. プラン指標の達成状況

岩手県知的財産活用促進プラン（平成31年3月策定）における指標の達成状況（令和4年度末時点）は以下のとおりです。

指標項目		当初実績値 H29年度	目標値 R4年度	現状値 R4年度	達成率
知財総合支援窓口の相談支援件数		1,599件	1,700件	1,728件	102%
知財総合支援窓口の新規中小企業等相談支援件数		177件	187件	196件	105%
大学等及び公設試等における特許等出願件数及び実施件数	出願	520件	551件	435件	79%
	実施	168件	178件	114件	64%
地域団体商標及び商標登録件数		263件	278件	273件	98%
知財総合支援窓口の海外展開支援件数		-	30件	70件	233%

※ 大学等及び公設試等における特許等出願件数は企業等の件数を含み、実施件数は企業等の件数を含まない。また、大学及び公設試験研究機関における特許等実施件数のみ令和3年度実績である。

令和4年度末時点において、「大学等及び公設試等における特許等出願件数及び実施件数」は目標値を下回っています。大学等や公設試等において、研究開発の実施が特許等の出願に繋がらない場合があることが見て取れます。

なお、地域ブランド¹⁰の創出に係る取組として、地域団体商標¹¹及び地理的表示保護制度¹²の登録実績（令和5年9月末時点）は以下のとおりです。

区分	対象 (平成31年度以降に登録となったものは登録時期)
地域団体商標 7件	いわて牛、いわて短角和牛、南部鉄器、江刺りんご、真崎わかめ、岩泉まつたけ、八幡平マッシュルーム (R2.10)
地理的表示保護制度 7件	前沢牛、岩手野田村荒海ホタテ、岩手木炭、二子さといも、浄法寺塗、甲子柿 (R3.3)、広田湾産イシカゲ貝 (R4.2)

※ この他、酒類の地理的表示として「岩手」が指定 (R5.9) されています。

10 地域ブランド：地域のイメージや特産と密接に関連した商品やサービス等を素材として、地域が一体となって高付加価値化に取り組むことによって、素材の価値だけでなく地域そのものの価値を高めるもの。

11 地域団体商標：地域ブランドの名称を商標権として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度。

12 地理的表示保護制度：生産地と結びついた特性を有する農林水産物・食品等をその名称、特性、生産地、生産の方法等とともに登録し、その名称を地域共有の知的財産として保護する制度。

<地理的表示保護制度（GI）の活用事例：広田湾産イシカゲ貝>

令和2年時点でエゾイシカゲガイの養殖を産業レベルで行っているのは広田湾のみであり、自然環境を活かした養殖技術を独自に研究開発し、卸売市場関係者から高い評価を受けている「広田湾産イシカゲ貝」を地域ブランドとして保護するために令和4年にGIを取得しました。



出典：農林水産省ホームページ 地理的表示保護制度「登録の公示」

(3) 本県における知的財産の現状と課題

本県における知的財産の現状と課題を明らかにするために、有識者によるワーキンググループを構成し、議論を行いました。同会議の議論や各統計データを通じて明らかとなった現状と課題は以下のとおりです。

ア. 知的財産の創出について

知的財産の創出の状況を端的に表すものとして産業財産権の出願状況について検証する。

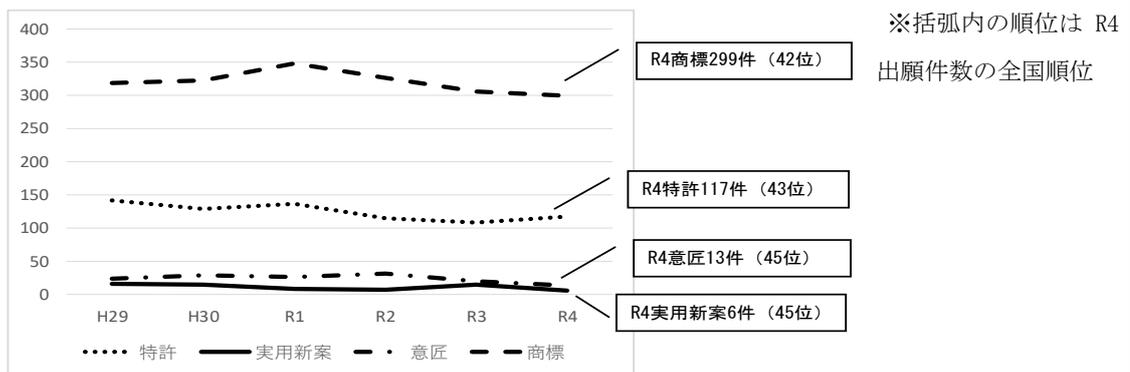
- ・ 本県の知的財産の出願件数について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権のいずれにおいても、近年は全国で40位以下と低位のまま横ばいで推移していること。
- ・ 出願件数の多寡については、出願者となる企業数等と関係性があるものと考えられるが、これらの規模が類似している他県や東北6県と比較しても本県は出願件数が少ない状況にある。
- ・ 特許権の出願件数のうち、本県は中小企業からの出願の占める割合が約5割と最も大きいですが、中小企業からの出願件数は近年減少傾向にある。
- ・ 1社で何件も特許出願している企業がある一方で、10年間における出願件数が1件等、単発的な出願に留まっている企業が多くいる。
- ・ 新規出願者数（はじめて特許出願を行う者の数）が少なく、かつ近年減少傾向にあり、出願者が固定化している。
- ・ 実用新案権について、特許権と比較して出願件数が大幅に少ない傾向にあるが、積極的に出願している企業も一部見られる。
- ・ 令和元年度に意匠法が改正され、GUI¹³をはじめとする画像デザイン等についても保護の対象となったが、県内企業による追加対象項目における意匠権の出願は進んでいない。
- ・ 商標権について、農林水産物や加工食品を含めた食産業関連のものが多い。

13 GUI (Graphical User Interface)：コンピュータ画面上のボタンや画像などを選択する事でリアクションを発生させる仕組みのこと。

出願の状況について、以下のような原因が考えられる。

- ・ 出願件数が他県と比較して少ない理由としては、特にものづくり分野では誘致企業の多くが、知的財産に係る手続きを県外に所在する本社で行い、県内での特許出願に繋がっていない、また、県内企業の99%以上が中小企業であり、県内企業が知的財産となるシーズを有していても、大手企業の下請けを担っている場合が多いため、知的財産を経営に生かすことが出来ていないことが一因と考えられる。
- ・ 県内企業が知的財産となるシーズを有していても出願に至らないのは、特許、意匠、商標等の様々な知的財産を企業固有の財産として経営に生かす「知財経営」による戦略が浸透しておらずいわゆる知財マインドが低い状態にあるためと考えられる。また、知財経営を実践する際には、情報を外部に公開する「オープン戦略」と秘匿する「クローズ戦略」を効果的に組み合わせるという意識が重要である。
- ・ 中小企業においては、研究開発を行う資金的余裕がないことや、これまで研究開発に取り組んできた経験がなく、自社で研究開発を実施する際の進め方や手法が分からないことなどから、自ら研究開発を行う企業（研究開発型企業）が少ない状況にある。
- ・ 知的財産に相当するシーズを有していても、出願や権利の維持に係る費用や手間と、今後の権利の活用見込みを比較し、出願に至らない場合があるなど、戦略的な創出に課題がある。
- ・ 食産業関連で商標権の出願が進んでいるのは、本県に豊富な農林水産資源があり独自の商品開発やブランド化を行いやすい分野であるためと考えられる。

<本県の知的財産の出願状況>



(件)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
特許	142	129	136	115	108	117
実用新案	16	14	8	7	15	6
意匠	23	29	26	31	19	13
商標	319	322	348	327	306	299
計	500	494	518	480	448	435

中小企業数近似団体との特許出願比較

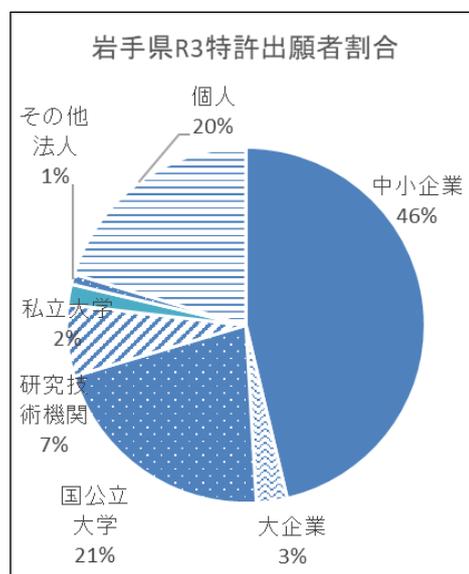
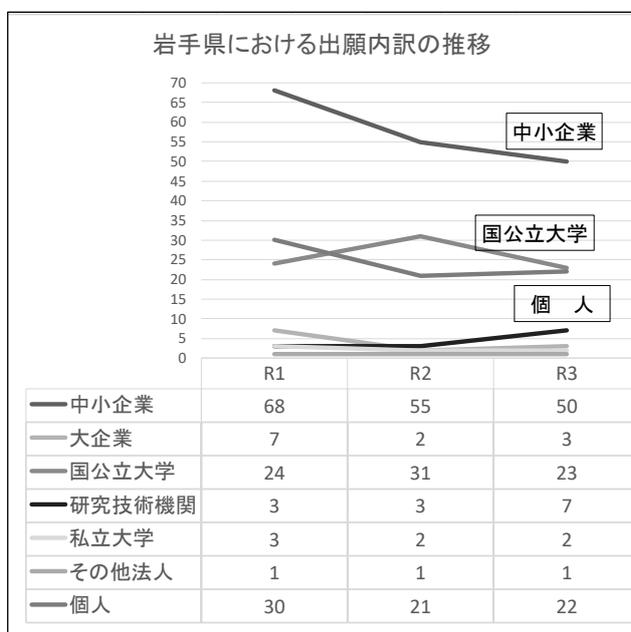
都道府県	特許出願 (R4)	(参考) 中小企業数
山口県	1,082	38,933
山形県	172	38,726
岩手県	117	37,235
宮崎県	133	34,819
大分県	112	34,711

出典：中小企業数…中小企業白書（2016年値）

東北6県での特許出願比較

都道府県	特許出願 (R4)
青森県	131
岩手県	117
宮城県	633
秋田県	78
山形県	172
福島県	252

<本県の特許出願者の状況>



岩手県における新規出願者数

都道府県	R1	R2	R3
新規出願者数	4	2	1

※1 特許庁推計（中小企業産業財産権関係統計）データを基に作成。

※2 本統計データは、特許庁が保有する、中小企業基本法第2条第1項において定義されている中小企業の出願データと、民間の信用調査会社が保有する企業データをクロス集計させて、特許庁が推計したものである。

イ. 知的財産の保護について

- ・ 県内の魅力ある技術や生産物、また、岩手県を含む日本にちなんだ名称自体が海外の市場から評価を受けている状況にあることを踏まえ、本県産業の海外展開を見据え、海外での知的財産保護にも取り組む必要があるが、本県に関する名称等の中国における商標登録状況を確認するために、県では岩手県大連経済事務所を通じて中国商標局のホームページを定期的に監視している。

- ・ 各権利の国内外における権利の保護状況については、各権利者において個別に確認している。
- ・ 他県において、独自で開発したブランド園芸品種が海外に流出したと考えざるを得ない事案が生じたことから、本県においても園芸品種を含めて知的財産の海外流出を防止する必要がある。
- ・ 地域の農林水産物等の価値や評価を守るために、県や関係機関が連携して地域ブランドの創出に取り組んでいる。一方で、特許等の権利と同様に、地域ブランドは作り上げればよいというわけではなく、品質や伝統を重視しつつ地域ブランドの創出・保護を通じて地域へ利益を還元することを最終的な目標として、ブランドを維持し向上させるために、生産者等の生産・販売戦略に応じた地域の付加価値向上に取り組む必要がある。

ウ. 知的財産の活用について

- ・ 知的財産については、権利の有効な活用により、企業等の付加価値の向上に寄与することが重要である。
- ・ 高等教育機関や公設試験研究機関が取得した知的財産の中には、研究開発の進捗や潮流・時代の変化のほか、出願前に権利取得後の活用について十分な検討がなされなかったことなど、様々な事情から活用が進まないケースがある。
- ・ また、取得した知的財産の中には、権利の有効な活用ができないために、登録料等の費用の関係から権利を維持することが困難となるケースがある。
- ・ 金融機関や産業支援機関などの各種相談支援窓口において知的財産のリテラシー（能力）を高めることが、中小企業等の課題解決における知的財産の活用に効果的と考えられる。

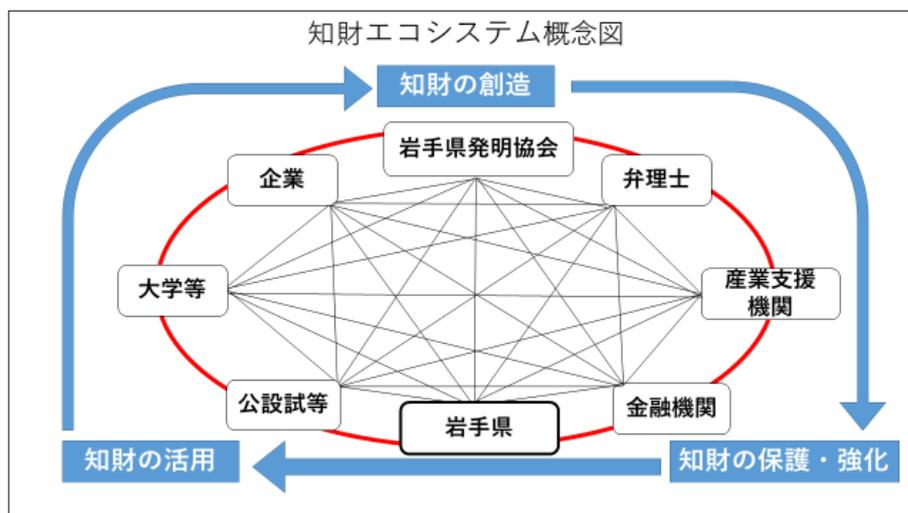
エ. その他（全体的な課題）

- ・ 各機関はそれぞれの立場や機能に応じて知的財産の活用に関する取組を推進しているが、前記のとおり近年の特許等の出願件数は横ばい傾向であり、出願数の増加には結びついていない。
- ・ 各機関が実施している取組について、PDCA サイクルを回しながら自己検証を行い、その情報を共有するとともに、関係機関の連携を強化することで、知的財産に関する効果的な支援につなげていくことが必要である。

3 基本計画

本県の知的財産を取り巻く現状と課題並びに「いわて県民計画（2019～2028）」及び「岩手県科学技術イノベーション指針」の趣旨を踏まえつつ、「第3次地域知財活性化行動計画」等、国が定める知的財産に関する各種計画等との整合を図りながら、目指す姿を以下のとおり設定します。

県や本県の知財推進の中核機関である（一社）岩手県発明協会や（地独）岩手県工業技術センター等の産学官金の関係機関が有機的に連携し、知的財産の戦略的な創造、適切な保護・強化及び効果的な活用を通じて、新たな価値を創造するという知財エコシステム¹⁴の構築によりイノベーションの創出を図り、もって地域振興に寄与する。



目指す姿の実現に向けて、本県の知的財産をとりまく課題を解決するために、具体的に推進する施策を以下のとおり定めます。

- (1) 知財マインドの向上のための普及啓発及び人材育成
- (2) 産学官金の関係機関と連携した知的財産の創出支援
- (3) 知的財産の保護・強化・活用、地域ブランドの推進

4 推進する施策

(1) 知財マインドの向上のための普及啓発及び人材育成

ア. ターゲットを明確化した普及啓発

中小企業等の付加価値を向上させるための一つ的手段として、知的財産の活用が重要ですが、本県における知的財産の出願状況を見ると、中小企業等における知財マインドが低い状況にあると考えられるため、まずは知的財産を活用することの必要性や重要性に気づくことが必要です。

知的財産に関するセミナーの開催など、これまでも普及啓発活動に取り組んできたところですが、特にこれまで知的財産に触れる機会が少なかった企業や知的財産の出願を行ったことがない企業などをターゲットとして、知財マインドの底上げに係る取組を推進します。

14 知財エコシステム：知的創造サイクルの概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、人々が互いに、また社会に対して好影響を及ぼし、自律的に新たな関係が構築され、新たな「知」が生まれ、新たな価値が生み出されるという知的財産に係る状態を生態系に見立てた概念。

あわせて、企業等からの相談に応じる行政機関・金融機関・産業支援機関の各担当者の知財リテラシーを高めることが中小企業支援において重要であることから、これらの機関に対する普及啓発活動を推進します。

イ. 若年層の人材育成

中小企業のみならず、全県における知財マインドの底上げのためには、小中高生や大学生といった若年代から知的財産に触れ、将来の知財人材を育成することが重要です。このことから、学生向けの知財教育学習を実施するほか、将来的な知的財産の創出に繋がる取組として、青少年の発明を奨励するなど、青少年の創造性を育成する取組を推進します。

(2) 産学官金の関係機関と連携した知的財産の創出支援

ア. 研究開発型企業創出に向けた産学官連携の支援

イノベーションを創出するためには、自社が抱える課題認識に基づき自ら研究開発を行う研究開発型企業を育成する必要があります。本県の中小企業は、大企業の下請けに対応している企業が多く、自ら研究開発を行うという経験がない企業も存在することから、これらの企業と課題解決のための技術や研究シーズを有している大学や高等専門学校等の高等教育機関、公設試等の研究機関とのマッチングを支援し、研究開発型企業へのステップアップを推進します。

イ. 研究開発資金の獲得支援

研究開発が進まない理由の一つとして、少数の社員で経営を維持している中小企業やスタートアップ企業において、研究開発を実施する資金的な余裕がないことがあげられます。特に、大学等の研究者が自らの研究開発資源や知的財産を基に起業するスタートアップ企業のような場合、企業を発展させていくためには継続的な研究開発によって先端的な技術を生み出し、これを知的財産として保護することが重要です。

このことから、研究開発段階や研究分野に応じて、国等の外部資金プログラムを獲得するために、関係機関が連携して制度の紹介や申請手続きに係る支援を行うことにより、研究開発環境の整備を推進します。

また、金融機関や関係するベンチャーキャピタル¹⁵に対して必要な情報提供が行われる環境の整備を推進します。

15 ベンチャーキャピタル：将来的に高い成長が期待される未上場の新興企業（ベンチャー企業）に投資を行う会社やファンドのこと。

ウ. 総合的な知財戦略の推進

企業等の有する知的財産を有効に活用するためには、知的財産を特許出願等により外部に公開をする「オープン戦略」と企業秘密として秘匿化する「クローズ戦略」を効果的に組み合わせる必要があります。

「オープン戦略」において、産業財産権である特許権、実用新案権、意匠権及び商標権は、それぞれ保護の対象や保護期間等が異なることから、企業等の業務実態や取り扱う製品の態様など、経営戦略に応じて複数の知的財産を複合的に組み合わせる活用する知財ミックス戦略に係る取組を推進します。例えば、企業の技術力を守るために自社固有の技術の特許として保護し、ブランド力を守るために社名や製品名を商標として保護するといった対応が考えられます。

あわせて、製品の品質や性能が客観的に評価されずに市場を開拓することが困難であるような場合には、標準化¹⁶の視点を踏まえて戦略を検討するなど、総合的な知財戦略に係る取組を推進します。

エ. 関係機関が連携した支援体制の構築

戦略的な知的財産の創出・活用を通じて、企業等が付加価値を向上させていくためには、企業等が抱える課題に応じて、県、発明協会等の産業支援機関、金融機関、弁理士会、高等教育機関、公設試等の関係機関や弁護士等の専門家がそれぞれ有する知見や機能を活かしながら、時宜を捉えて支援を行うことが効果的です。

そのためには、関係機関による定期的な情報共有や意見交換を行うなど、連携した支援体制を構築することが必要であり、実働的な体制構築のために、関係機関との強力なネットワークを有する機関がハブとなり、企業等の戦略的な知財活動を支援する取組を推進します。

(3) 知的財産の保護・強化・活用、地域ブランドの推進

ア. 国内外における知的財産の保護

国内において知的財産が保護される必要があることはもちろんですが、本県の優れた技術やデザイン、評価を受けているブランドが更なる市場を獲得するために海外展開をするにあたり、海外においても知的財産が保護されることが重要です。県では、岩手県大連経済事務所において、本県の地名や企業名、ブランド名等が第三者によって出願されていないか中国商標局のホームページ等を定期的に監視しています。

また、全国レベルでは、地域のブランドである園芸品種が海外に流出したと考えざるを得ない事態が生じるなど、我が国の優れた技術やノウハウが海外から狙われるケースもあることから、本県においても INPIT や JETRO 等の関係機関と連携しながら国内外を問わず知的財産の適切な保護を推進します。

16 標準化：技術やサービスの質の高さを適切に評価できる試験方法を開発し JIS として設定するなど、関係する全ての利害関係者との間で任意の決め事を開発し、普及させること。

なお、海外において県内の地名等商標出願されるなど県及び県内事業者が被害を受ける可能性が高い場合には、関係機関で協議を行い、異議申立て等の対応を行います。

イ. 取得権利の強化、活用

知的財産は創出すること自体が目的ではなく、創出した知的財産を活用して団体や製品の付加価値を向上させることが目的です。しかし、活用の計画を十分に検討することが出来ないままに権利を取得する場合など、様々な事情により取得した権利が効果的に活用できていないケースも見受けられることから、将来的な活用を意識した知的財産の出願を推進します。

死蔵権利¹⁷の中には、情報が十分に発信できていないことにより活用に至らないことも考えられることから、各団体が有する権利を積極的に広報するとともに、必要に応じて権利を流通させることも重要であるため、これらの取組を推進します。

特許権等は、出願して一定期間以内であれば、基本的な発明の後にその発明と改良発明を包括的に保護することができる国内優先権の制度が設けられていることから、出願後において権利を補填・補強するために共同研究を進めるなど、当該制度を活用した権利の強化を推進します。

ウ. 生産者等の販売戦略に応じた地域ブランドの推進

産品名と産地名などからなる表示を保護する制度として、「地域団体商標制度」と「農林水産物等の地理的表示保護制度」がありますが、保護の対象、権利の範囲、登録主体等が異なる点に配慮する必要があります。これらの制度を効果的に活用しながら、生産物等の付加価値向上を図るため、生産者等の販売戦略に応じた地域ブランドの創出の取組を推進します。

5 計画推進体制

(1) 関係機関の取組

財産の活用等の推進には、知的財産を創出・活用する側と知的財産の創出・活用を支援する側との関係機関の連携が重要であり、目指す姿である知財エコシステムの構築のために各機関に求められる取組は以下のとおりです。

ア. 県

県は、産学官金の関係機関との連携を強化し、本推進プランに基づく知的財産戦略の推進役を担います。

【主な取組内容】

- ・ 中小企業等の知財マインド向上、総合的な知財ミックス戦略の推進のための、ターゲットを明確化したセミナー開催や啓発活動
- ・ 青少年の発明の奨励など創造性を育む取組の推進
- ・ 知的財産の創出につながる研究開発の推進

17 死蔵権利：活用されていない権利のこと。

・ 国等の外部資金に係る情報提供など研究開発資金の獲得支援

- ・ 高等教育機関や公設試験研究機関の研究シーズと企業の課題解決ニーズとのマッチング支援
- ・ 連絡会議等を通じた産学官金の関係機関との定期的な情報共有や意見交換の場の設定、関係機関の連携を進めるハブ機能の構築
- ・ 岩手県大連経済事務所を通じた冒認出願¹⁸の監視
- ・ 生産者等と連携した戦略的な地域ブランドの創出及び活用の支援

イ. (一社) 岩手県発明協会

(一社) 岩手県発明協会は、これまでの知財業務に係る蓄積されたノウハウや関係機関とのネットワークを有する本県の知的財産の活用に係る中核機関であり、県の重要なパートナーとして知的財産戦略を推進します。

【主な取組内容】

- ・ INPIT 事業である知財総合支援窓口の設置に向けた活動
- ・ 地元企業や関係機関からの知財相談の対応、企業訪問等による知財支援
- ・ 各産業における知財マインドの向上支援
- ・ 県や関係機関と連携した知財セミナー等の開催、講師の派遣
- ・ 発明くふう展の開催等による普及啓発活動、青少年発明クラブへの支援による人材育成活動の実施
- ・ 関係機関の連携を進めるハブとなり、特許流通を含む企業等の戦略的な知財活動を支援

ウ. 産業支援機関

産業支援機関は、地域の企業が抱える課題を解決し、更なる発展に向け、知的財産の活用に係る必要な支援を行います。

【主な取組内容】

- ・ 知的財産の活用による企業の課題解決策の提示
- ・ 高等教育機関や公設試験研究機関の研究シーズと企業の課題解決ニーズとのマッチング支援
- ・ 国等の外部資金に係る情報提供など研究開発資金の獲得支援
- ・ 関係機関との連携体制の構築

エ. 弁理士会

弁理士会は、知的財産制度の専門家組織として、法令分野や実務的な手続きに関して企業等を支援するとともに、制度の普及啓発活動を行います。

【主な取組内容】

- ・ 県と日本弁理士会との「知的財産の活用による産業振興施策への支援に関する協定」に基づく支援
- ・ 知財セミナーや学生向けの普及啓発事業における講師対応

18 冒認出願：真の権利者ではないものが特許等を出願すること。

- ・ 知財創出前からの相談受付の実施
- ・ 知財創出後の知財保護・管理に係る支援

オ. 金融機関

金融機関は、知財金融を推進し、知的財産の創出や活用に積極的に取り組む地域の企業の経営を支援します。

【主な取組内容】

- ・ 知財ビジネス評価書の活用等による企業価値の正確な把握とこれに基づく融資及び投資の実施
- ・ 企業等からの相談対応を担う担当職員の知財リテラシーの向上

カ. 高等教育機関

高等教育機関は、研究シーズを育成し知的財産の創出に取り組むとともに、有する科学技術や知的財産を地域に還元する実用化を推進するなど、企業の知的財産の創出や活用を支援します。

【主な取組内容】

- ・ 新たな知的財産の創出につながる研究開発の実施
- ・ 戦略的な活用を見据えた知的財産の創出
- ・ 固有の科学技術等を活かした地域企業との共同研究の実施及び企業の研究開発の支援
- ・ 大学発ベンチャーの創業支援と継続的な運営に係る支援
- ・ 5大学知的財産活用検討会の活用
- ・ 取得済権利の活用に向けた権利の強化と積極的な情報発信
- ・ 高等教育機関及び公設試験研究機関における研究者及び研究情報等の共有化による相互活用

キ. 公設試験研究機関等

公設試験研究機関等は、各機関の目的に応じた研究により知的財産の創出に取り組むとともに、技術移転により地域の企業における知的財産の創出や活用を支援します。

【主な取組内容】

- ・ 新たな知的財産の創出につながる研究開発の実施
- ・ 地域企業との共同研究の実施及び研究開発の支援
- ・ 取得済権利の活用に向けた権利の強化と積極的な情報発信
- ・ 公設試験研究機関間における連携体制の強化
- ・ 高等教育機関及び公設試験研究機関における研究者及び研究情報等の共有化による相互活用

ク. 企業

企業は、自社や製品の付加価値を向上させるために、戦略的な知的財産の創出、保護、活用による知財経営に取り組みます。

【主な取組内容】

- ・ 知財経営による経営力の強化、付加価値向上
- ・ 情報のオープン・クローズ戦略と標準化戦略をあわせた総合的な知財戦略の実践

＜県内企業における知的財産を活用した製品付加価値向上に向けた取組事例＞

株式会社 アイカマス・ラボ（平成 15 年 5 月設立）

盛岡市の(株)アイカマス・ラボは、独自の小型・精密アクチュエータの技術をコアに、新たな価値ある医療機器やライフサイエンス機器の開発・製造に取り組んでいます。

同社では知財戦略の一環として、主力製品のひとつである電動ピペットについて、新たな市場の創造及び製品の信頼性・認知度の向上を図るため、経済産業省の新市場創造型標準化制度を活用して規格化の提案を行い、令和 4 年 12 月に「JIS Z 8838（電動ピペットを用いた液滴の画像処理による体積測定方法）」が制定されました。

今後、この測定法が液滴体積測定の迅速化・高精度化を実現する新たな手法として広く認知されるとともに、同社製品の技術優位性が客観的に評価され、工業用途（製造ライン、装置組み込み）、化学分析、試薬検査分野などでの一層の活用拡大に繋がるのが強く期待されています。



出典：経済産業省ホームページ 「新市場創造型標準化制度」を活用した標準化案件

(2) 指標・施策評価

本プランに基づく知的財産の活用に係る取組の推進状況を定期的かつ定量的に評価するため、以下のとおり指標を設定します。

ア. 知財啓発事業（会議、説明会等）実施件数

知的財産の戦略的な創出、活用が行われるためには、企業等が知的財産の必要性や重要性を認識することが必要であることから、これらの気づきを得る機会の創出に向けた取組状況を表すものとして、知財啓発事業の実施件数を指標として設定し、年 6 回を目標とします（知財総合支援窓口事業に係るものを除く）。

イ. 特許等出願件数（「いわて県民計画（2019～2028）」第 2 期アクションプラン目標及

び「岩手県科学技術イノベーション指針」目標)

本県の知財マインドが低調な状況にあっては、知的財産の有効な活用に向けて、まずは創出に取り組むことが必要であることから、新たな知的財産の創出の状況を表すものとして、特許等の出願件数を指標として設定します。特許等とは、特許、実用新案、意匠、商標とし、年 448 件の出願を目標とします。

ウ. 高等教育機関及び公設試験研究機関等における特許等の実施件数（「いわて県民計画(2019～2028)」第2期アクションプラン目標)

高等教育機関及び公設試験研究機関等においては、創出した知的財産を技術移転等により地域に還元して活用することにより、企業等の付加価値の向上に取り組むことが必要であることから、知的財産の活用状況を表すものとして、高等教育機関及び公設試験研究機関等における特許等の実施件数を指標として設定し、令和5年度から令和8年度までの累計で554件を目標とします。

＜参考資料＞「岩手県知的財産活用促進プラン」ワーキンググループ設置要領

第1 「岩手県知的財産活用促進プラン」（以下「プラン」という。）の策定に当たり、知的財産に係る有識者及び関係機関の意見を聴取し計画に反映させるため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 WGは、次の事務を所掌する。

- (1) プランの策定に係る意見について
- (2) その他必要と認められることについて

（組織）

第3 WGは、ふるさと振興部科学・情報政策室長（以下「室長」という。）が就任を依頼する別表に掲げる構成員をもって組織する。

2 WGに、議長を置くものとし、議長は構成員の互選により定める。

3 議長は、会務を総括し、WGを主宰する。

4 議長は、必要があると認めるときは、WGに構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 構成員の任期は、就任を承諾した日からその日が属する年度末までとする。

（会議）

第4 WGは、室長がこれを招集する。

2 構成員は、必要に応じて室長にWGの招集を求めることができる。

（庶務）

第5 WGの庶務は、ふるさと振興部科学・情報政策室において処理する。

（その他）

第6 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和5年4月27日から施行する。

別表（第3関係） 構成員

機関団体名	職・氏名
岩手大学	教授 対馬正秋
いわて産業振興センター	ものづくり振興部長 富手壮一
岩手県工業技術センター	理事兼ものづくり技術統括部長 池浩之
岩手県発明協会	専務理事兼事務局長 黒澤芳明
バクロド特許商標事務所	所長 野崎俊剛
商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室	特命参事兼ものづくり産業振興課長 小野和紀
農林水産部農林水産企画室	企画課長 高橋真博
ふるさと振興部科学・情報政策室	科学技術課長 佐藤光勇